

伝染病による欠席者の取り扱い

1. 「出席停止」

学校において予防すべき伝染病の種類

伝染病の種類

第一種

- * エボラ出血熱 * クリミア・コンゴ出血熱 * ペスト
- * マールブルグ病 * ラッサ熱 * 急性灰白髄炎
- * ジフテリア * 南米出血熱
- * 重症急性呼吸器症候群(病原体が SARS、コロナウイルスに限る) * 痘瘡

第二種

- * インフルエンザ * 百日咳 * 麻疹(はしか)
- * 流行性耳下腺炎 * 風疹(3日ばしか) * 水痘(水ぼうそう)
- * 咽頭結膜熱(プール熱)および結核

第三種

- * 腸管出血性大腸菌感染症 * 流行性角結膜炎 * 急性出血性結膜炎
- * コレラ * 細菌性赤痢 * 腸チフス及びパラチフス
- * その他の伝染病(手足口病・伝染性紅斑・流行性嘔吐下痢症・ヘルパンギーナ
溶連菌感染症・肺炎マイコプラズマ感染症)

出席停止期間の基準

第一種の伝染病にかかった者は治癒するまで。

第二種の伝染病(結核を除く)にかかった者は、下記のように。

- ・インフルエンザ・・解熱後、2日を経過するまで。
- ・百日咳・・特有の咳が消失するまで。
- ・麻疹(はしか)・・解熱後3日を経過するまで。
- ・流行性耳下腺炎・・耳下腺の腫脹が消失するまで。
- ・風疹(3日ばしか)・・発疹が消失するまで。
- ・水痘(水ぼうそう)・・すべての発疹がか皮化するまで。
- ・咽頭結膜熱(プール熱)・・主要症状が消退した後、2日を経過するまで。

結核および第三種・・病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで。

「出席停止」扱いとなる病気の場合、登校する際必ずしも「治癒証明書」は必要ではないが、登校してもよいかどうかは医師の指導に従う。

はじめはかぜで欠席していた児童が、途中からインフルエンザ等の伝染病とわかった場合、欠席しはじめたところから、出席停止扱いで処理する。